

# 可児市市民公益活動 災害補償制度のあらまし

## 補償制度の概要

市民団体等(原則として市民により自主的に組織され、定期的に活動を行っている団体)の公益活動中に起きた事故に対し、市が補償します。

◎ この補償制度は、事故が起きたときにどのような活動をしていたかどうかで補償の対象となるか判断します。事前の登録は必要ありません。



## 対象となる活動

- 活動の拠点が市内にある市民団体等が行う公益的な活動。  
ただし、日本国外での活動や宗教・政治・営利を目的とした活動は除きます。
- 職場を離れて自由意思のもとに行われていること
- 無償で行われていること(実費弁償は除く)

### (注意)

※「自助的・懇親的な活動」や「趣味を深める活動」は対象となりません。

※不特定多数の参加者による活動は対象となりません。



## 主な活動例

### 地域社会活動

自治会、自治連合会、まちづくり協議会等の活動で、会議への参加、防災訓練、防犯パトロール、お祭りの準備や開催など公益性のある活動

\* 祭りの客など不特定多数の参加者、サークル活動・懇親会など自助的な活動は対象となりません。

- ・社会福祉活動・社会奉仕活動・青少年健全育成活動・社会教育活動のうち

### 公益性のある活動

福祉施設援護活動、環境美化、技術指導など

\* スポーツ・文化活動等の定期練習や大会への参加は対象外。ただし指導者は対象です。



### その他、公益性が認められる活動

★市主催の市民公益活動に準ずる行事への参加中に起きた事故も対象となります。

## 事故が起きたらすぐに連絡を

事故発生日から14日以内に市役所 地域振興課へ事故報告してください。

事故報告が14日を越えた場合、受付できない場合があります。

事故発生

### 提出していただくもの

- ① 所定の事故報告書
- ② 団体の概要がわかる書類
- ③ 事故当日の参加者名簿
- ④ 団体の活動計画や開催案内など当日の活動内容がわかる書類
- ⑤ 被害者(受傷者)が未成年者の場合は、保護者が補償金請求・受領者となるため、保護者であることが確認できる書類(健康保険証などの窓口提示かコピー提出)



\*入院等やむを得ない事情で事故日から14日以内に事故報告書等を提出できない場合は、所定の遅延理由書を提出してください。  
\*賠償補償事故において、被害者との間の示談内容について保険会社の確認なく決定された場合、補償できないことがあります。  
事故状況のわかる写真等をご用意いただき、すぐに市役所 地域振興課へご連絡ください。

## 補償の内容

### ① 行事主催者に賠償責任が問われた場合の補償

- ・市民公益活動中に活動の主催者、参加者が第三者を死傷させたり、その財物(受託品含む)に損害を与え、市民団体等が法律上の賠償責任を負った場合、下の表のとおり補償されます。

#### 対象とならない事故

- 自動車の所有、使用、管理に起因する賠償責任。
- 指導者等の故意による事故。
- 指導者等の同居の親族に対して負担する賠償責任。
- 地震、噴火、戦争、その他変乱による事故。

身体賠償	限度額 1名 6000万円 1事故 2億円
財物賠償	限度額 1事故 100万円
保管者賠償	限度額 1事故 100万円

\*免責額(1事故につきそれぞれ自己負担額)5,000円



### ② 行事の主催者と参加者の傷害に対する補償

- ・市民公益活動の主催者や、参加者が活動中およびその往復途中の偶然な事故により死亡または傷害を負った場合、下の表のとおり補償されます。

#### 対象とならない事故

- けんか、自殺、犯罪行為による事故
- 傷害が他覚症状のないむちうち症および腰痛である事故
- 地震、噴火、戦争、その他変乱による事故
- 事故日から6日以内に治療が終了した傷害
- 参加者および指導者等の故意による事故
- 危険なスポーツ活動における事故
- 参加者および指導者等の脳疾患、疾病、心神喪失による事故

死亡	500万円
後遺障害	15万円から500万円
入院	1日 3,000円 *事故の日から起算して180日を限度とする。
通院	1日 2,000円 *事故の日から起算して180日までの間、90日を限度とする。



\*入院補償金が支払われる場合、そのケガの治療のため手術を受けたときは、手術の種類に応じて手術補償が支払われます。

#### 《注意》

補償対象となるかどうかご不明な場合は、お問い合わせいただき、必要に応じて別途保険にご加入ください。また、補償金額は、取扱保険会社の審査によって決定されます。(市役所では、その事故が「市民公益活動中」に起きたものか否か判断します。)

お問合せは 可児市役所 市民部 地域振興課 自治振興係 まで

〒509-0292 可児市広見一丁目1番地 電話 0574-62-1111 FAX 0574-62-4248